

## ほうろう加工技能検定運用規定（改訂版）

日本琺瑯工業会

### 規定の改正について

平成 28 年 4 月に運用規定を制定し、その年の 11 月に第 1 回技能検定試験を実施、その後、第 2 回、第 3 回と無事に実施された。3 回の実施を終え、運用規定の見直しを技術委員会にて検討し、一部改正を実施した。なお、ほうろう加工現場の人手不足が深刻になるにつれ、今後、外国人材向け技能検定試験の検討は必要であるが、その運用については今後の状況を見守ることとした。

### 1. 目的

過去、労働省職業能力開発局のほうろう加工技能検定試験により認定制度が運用されていた。しかしその制度も廃止されて暫くになり、その復活を望む声も聞かれることから、日本琺瑯工業会を認定機関として新たな形でスタートする。ほうろう業界の活性化、技術の伝承、技術ポテンシャルの向上を目指しほうろう技能士の認定制度を施行する。

### 2. 認定組織、認定機関

事業主が雇用するほうろうに拘わる労働者を対象に日本琺瑯工業会が認定し技術委員会が運営する。技術委員長は、技能検定委員を任命する。  
合格者には、日本琺瑯工業会会長より認定書を授与する。

### 3. 試験等級

技能者のレベルにより 3 段階の等級とし、等級は 1 級、2 級、初級を設ける。1 級は、ほうろう加工の職種における上級の技能者が通常有するべき広範囲な技能の程度を基準とする。2 級は、中級程の技能者が有するべき基礎的な技能の程度を基準とする。初級は、2 級の実技に特化した技能を基準とする。

### 4. 受験資格

実務経験年数を基準とし以下の通りとする。

- 1) 1 級 5 年以上
- 2) 2 級 3 年以上
- 3) 初級 1 年以上

上記実務経験年数を満足する受験資格者は、それぞれの等級を受験することが出来る。

### 5. 試験科目（学科（筆記）、実技）

試験科目は、学科と実技の 2 科目とする。

尚、学科、実技それぞれ認定し、どちらか不合格となった場合は、その科目のみ次回に受験することが出来る。ただし、その科目が通算3回不合格の場合の再受験は、再度2科目の受験が必要とする。

## 6. 試験範囲

1) 学科試験は、『ほうろう加工技能教育ガイドブック』を教本としてその中から出題する。

2) 実技試験はほうろう加工実技試験実施要領に順ずる。

以下のようにその範囲を表す。

等級	試験項目	
	学 科	実 技
1 級	広範囲なほうろう加工に関する知識を有する。 <u>真偽法 (○×) 問題 20 問、多肢選択法問題 30 問、計 50 問</u> ※ 1	浸漬法、スプレー法どちらの方法でも施釉する技術を有する。
2 級	基礎的なほうろう加工に関する知識を有する。 <u>真偽法 (○×) 問題 50 問</u> ※ 2	浸漬法、スプレー法どちらかの方法で施釉する技術を有する。
初級	—	浸漬法、スプレー法どちらかの方法で施釉する技術を有する。 (2 級に準ずる)

※ 1 ほうろう加工に関する学科試験の科目及びその範囲全般

※ 2 ほうろう加工に関する学科試験の科目及びその範囲の中で

- ・ 1.3 ほうろうの性質
- ・ 1.4 ほうろうの種類、特徴、及び用途
- ・ 2.2 ほうろう用素地の前処理
- ・ 2.3 くすり掛け方法の種類と特徴
- ・ 2.4 乾燥
- ・ 2.5 焼成
- ・ 3.1 ほうろうの欠点の定義
- ・ 3.2 製品の欠点とその対策
- ・ 4.1 フリット
- ・ 4.2 うわぐすり (スリップ) の製造及び管理の方法
- ・ 4.3 ほうろう用素地金属

を対象とする。

7. 細目

細目は、『試験科目及びその範囲並びにその細目』に記載された内容とする。

8. 試験頻度

受験開催は、原則として年1回とし、時期並びに実施場所は技術委員会で決定する。  
尚、受験者数によっては、次年度に延期されることもある。

9. 受験費用

- 1) 学科、実技同時受験は、5,000円/人とする。
- 2) 学科、実技いずれかの受験は、3,000円/人とする。  
受験申し込みと併せて工業会に入金する。

注) 何らかの理由で受験しない場合の受験費用の返金は、受験日1か月前までに取りやめの連絡があった場合に限る。

10. 試験場所

実技試験場所は、中部地区（愛知県）にて実施する。学科試験は、受験者数により場所を分けて（西地区、中部地区、東地区）実施するが、日時は同時開催とする。

11. 合格基準

- |           |      |       |
|-----------|------|-------|
| 1) 1級合格基準 | 学科試験 | 80点以上 |
|           | 実技試験 | 60点以上 |
| 2) 2級合格基準 | 学科試験 | 80点以上 |
|           | 実技試験 | 60点以上 |
| 3) 初級合格基準 | 実技試験 | 60点以上 |

12. 合格に関する追補改定

試験等級の2級を受験した者は、2級実技試験及び2級学科試験を合格することで2級合格認定とするが、2級受験で実技試験を合格し、学科試験が不合格者に対しては、受験者が希望すれば初級合格の認定書を発行することが出来る。注1)

また、初級合格者が2級を受験する場合は、実技試験は免除され、学科試験に合格することで2級合格認定とする。ただし、2級合格の規定は、項目5. に準ずる事とする。注2)

注1)：初級合格認定書の発行を希望する場合、別紙の初級認定申請書を提出のこと。

注2)：5. 試験科目（学科（筆記）、実技）

試験科目は、学科と実技の2科目とする。

尚、学科、実技それぞれ認定し、どちらか不合格となった場合は、その科目のみ次回

に受験することが出来る。ただし、その科目が通算3回不合格の場合の再受験は、再度2科目の受験を必要とする。

1.3. 実施と改訂

平成28年4月28日制定

平成28年11月より実施

平成29年7月26日改訂

令和01年6月20日改訂

令和02年2月28日追補改訂

以上